h　「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額」とは、連結自己資本規制比率告示第八条第十項第二号に掲げる額をいう。

i　「特定項目に係る十五パーセント基準超過額」のうち、「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額」とは、連結自己資本規制比率告示第八条第十項第三号に掲げる額をいう。

⑶　その他Tier１資本に係る基礎項目

a　「その他Tier１資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳」については、その他Tier１資本調達手段に係る株主資本の額として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、行を追加の上、その内訳を記載すること。

b　「最終指定親会社の特別目的会社等」は、最終指定親会社がその総株主等の議決権の全てを保有するものに限る。

c　「特別目的会社等の発行するその他Tier１資本調達手段の額」に係る「国際様式の該当番号」欄には、資本調達手段の種類に応じ31又は32の番号を記載すること。

⑷　Tier２資本に係る基礎項目

a　「Tier２資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳」については、Tier２資本調達手段に係る株主資本の額として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、行を追加の上、その内訳を記載すること。

b　「一般貸倒引当金Tier２算入額」とは、連結自己資本規制比率告示第七条第一項第六号イに掲げる額をいう。

c　「適格引当金Tier２算入額」とは、連結自己資本規制比率告示第七条第一項第六号ロに掲げる額をいう。

⑸　リスク・アセット

「リスク・アセットの額の合計額」とは、連結自己資本規制比率告示第二条各号の算式の分母の額をいう。

⑹　調整項目に係る参考事項

a　「少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額」とは、少数出資金融機関等の対象資本調達手段の額から少数出資調整対象額を控除した額をいう。

b　「その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額」とは、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものの額のうち普通株式等Tier１資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。

c　「無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に係る調整項目不算入額」とは、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）の額のうち普通株式等Tier１資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。

d　「繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る調整項目不算入額」とは、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額のうち普通株式等Tier１資本に係る調整項目の額に含まれないものの額をいう。

⑺　Tier２資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項

a　「一般貸倒引当金に係るTier２資本算入上限額」とは、信用リスク・アセットの額の合計額（内部格付手法採用最終指定親会社にあっては、連結自己資本規制比率告示第百二十八条第二号に掲げる額とする。）に一・二五パーセントを乗じて得た額をいう。

b　「適格引当金に係るTier２資本算入上限額」とは、内部格付手法採用最終指定親会社において、連結自己資本規制比率告示第百二十八条第一号に掲げる額に〇・六パーセントを乗じて得た額をいう。

⑻　資本調達手段に係る経過措置に関する事項

a　「適格旧Tier１資本調達手段に係る算入上限額」とは、連結自己資本規制比率改正告示（金融商品取引法第五十七条の十七第一項の規定に基づき、最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件（平成二十四年金融庁告示第二十九号）をいう。以下同じ。）附則第三条第一項の規定に従い、同項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧Tier１資本調達手段に係る基準額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）をいう。

b　「適格旧Tier２資本調達手段に係る算入上限額」とは、連結自己資本規制比率改正告示附則第三条第二項の規定に従い、同条第一項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、適格旧Tier２資本調達手段に係る基準額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）をいう。

別紙様式第一号の表中「前払年金費用」を「退職給付に係る資産」に、「特別目的会社を除く」を「特別目的会社等を除く」に改める。

附　則

（適用時期）

第一条　この告示は、平成二十六年三月三十一日から適用する。

（銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項及び金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件の一部を改正する告示の一部改正）

第二条　銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項及び金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件の一部を改正する告示（平成二十五年金融庁告示第十七号）の一部を次のように改正する。

附則第五条及び附則別紙様式第三号を削る。

○農林水産省告示第四百四十二号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十三条の四第一号（同法第百二十一条及び第百二十六条の六において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成二十年三月二十五日農林水産省告示第四百八十二号（漁船損害等補償法第百十三条の四第一号の規定に基づく純保険料率の算定の基礎となる期間を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から施行する。

平成二十六年三月二十日　農林水産大臣　林　芳正

第一号から第三号までの規定中「平成十一年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで」を「平成四年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで」に改める。

○農林水産省告示第四百四十三号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十八条の規定に基づき、昭和五十六年二十八日農林水産省告示第千四百五号（漁船船主責任保険の保険金額の限度を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から施行する。

平成二十六年三月二十日　農林水産大臣　林　芳正

第三号の表無動力漁船及び百トン未満の動力漁船の項中「百トン未満」を「五十トン未満」に改め、同項の次に次のように加える。

五十トン以上百トン未満の動力漁船	十五億円

○農林水産省告示第四百四十四号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百二十一条において準用する同法第百十三条の四第一号の規定に基づき、昭和五十六年九月二十八日農林水産省告示第千四百六号（漁船損害等補償法第百二十一条において準用する同法第百十三条の四第一号の規定に基づく危険の程度の区分を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十六年四月一日から施行する。

平成二十六年三月二十日　農林水産大臣　林　芳正

第三号㈢の⑿中「⑹」を「⑸及び⑹」に改める。